

山梨県公報

第二千五百二十一号

平成二十七年

六月二十五日

木曜日

目次

○救急病院等の申出の撤回	四六五
○救急病院等の認定	四六五
○県営土地改良事業計画の変更	四六五
○道路の供用開始(二件)	四六五
○建築基準法に基づく道路位置指定	四六六
○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(六件)	四六六

告示

山梨県告示第二百二十二号

次に掲げる病院に係る救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による申出は、撤回された。

平成二十七年六月二十五日

山梨県知事 後藤 斎

一 病院の名称及び所在地

名称	所在地
大月市立中央病院	大月市大月町花咲千二百二十五番地

二 撤回年月日

平成二十七年五月二十九日

山梨県告示第二百二十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

次の病院を救急病院として認定した。

平成二十七年六月二十五日

山梨県知事 後藤 斎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
大月市立中央病院	大月市大月町花咲千二百二十五番地

二 認定期限

平成三十年五月二十八日

山梨県告示第二百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(畑地帯総合整備事業御勅使川沿岸地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十七年六月二十五日

山梨県知事 後藤 斎

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年六月二十六日から同年七月二十四日まで

三 縦覧場所

南アルプス市役所

四 異議申立期間

平成二十七年七月二十五日から同年八月七日まで

山梨県告示第二百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十七年七月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十五日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	斐崎南アル ブス中央線	斐崎市清哲町青木字横道下一六 三八番の一地先から 斐崎市清哲町青木字横道下一六 三九番の一地先まで	三六・四	平成二十七年六月二十五日

山梨県告示第二百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年七月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十五日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府斐崎線	甲府市丸の内二丁目三九番の一地先から 甲府市丸の内二丁目三九番の三地先まで	一〇・七	平成二十七年六月二十五日

山梨県告示第二百二十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月二十五日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 指定の年月日
平成二十七年六月二十五日
- 二 指定道路の位置
笛吹市石和町唐柏字河原九百七十五番四
- 三 指定道路の幅員
五・〇メートル
- 四 指定道路の延長
四十九・四四メートル

公 告

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士吉田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十七年六月二十五日

山梨県知事 後藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
富士吉田市小見見字深平五二七四の内一(次の図に示す部分に限る。)	武藤太造
富士吉田市小見見字深平五二七七(次の図に示す部分に限る。)	舟久保善治
富士吉田市小見見字深平五三〇三の二、五三〇四の二、五三一三の二、五三一五の三	宮下和也
富士吉田市小見見字西ノ尾二五〇一から二五〇三まで・二五〇六(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)	広瀬左一郎
富士吉田市小見見字西ノ尾二五一〇・二五二二(以	宮下義壯

上二筆について次の図に示す部分に限る。）

富士吉田市小明見字簿久保山五一七八

武藤昌男

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年五月十三日農林水産省告示第千四百四十二号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年六月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

北杜市白州町横手字前山四三四三の一三三三

駒城株式会社

北杜市白州町横手字大日向三九三二の一、三九三二の二

中山美仁

北杜市白州町大武川字前山五三七から五三九まで

名取三十郎

北杜市白州町大武川字前山五四二、五四三

山梨県寒天商工業協同組合

北杜市白州町鳥原字小鷹三九八二の一

梅原繁子

北杜市白州町鳥原字小鷹四〇四四の一

神山友頭

北杜市白州町鳥原字城ノ沢四一一二

藤森核路

北杜市白州町鳥原字流木場三九六一

渡邊正直

北杜市白州町白須字大原八五七一

清水義寛

北杜市白州町白須字大原八五七五

小林傳稔

北杜市白州町白須字大原八五七六（次の図に示す部分に限る。）

埴原新太郎

北杜市白州町白須字大原九五九〇の一

井上清

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。北杜市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年五月二十日農林水産省告示第千二百九十号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三
 条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定
 により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十七年六月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋
 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市白州町台ヶ原字横山二三二七（次の図に示す部分に限る。）	向井幹一
北杜市白州町台ヶ原字上法坂二三一四の一、字中台二三一三の六	小松登
北杜市白州町台ヶ原字上法坂二三一四の一四	高見沢春男
北杜市白州町台ヶ原字上法坂二三一四の二、字中台二三一三の七	鈴木卓雄
北杜市白州町台ヶ原字大清水二三一五の一、二三一五の三	小林清重
北杜市白州町台ヶ原字大清水二三一五の一九	小尾和彦
北杜市白州町台ヶ原字大清水二三一五の四、二三一五の五	細入清孝
北杜市白州町台ヶ原字大清水二三一五の六	鈴木重之
北杜市白州町台ヶ原字大清水二三一五の七	知見寺武治
北杜市白州町台ヶ原字大清水二三一五の八	清水止
北杜市白州町台ヶ原字中台二三二三の四、二三二三の九	埴原隆

北杜市白州町台ヶ原字中台二三二三の八	大村佳國
北杜市白州町白須字大平九〇八七の二	古屋常吉
北杜市白州町白須字大平九一六四、九六二七	藤巻太郎郎
北杜市白州町白須字大平九一六六の一、九一六六の二、九一八六、九一八七の二、九一八七の二	野崎年男
北杜市白州町白須字大平九一六八	保証責任菅原信用販売購買利 用組合、清水清忠
北杜市白州町白須字大平九一九〇	清水清忠
北杜市白州町白須字大平九一六九	福島久治
北杜市白州町白須字大平九一七二の一、九一七二の二、九一七六の一、九一七六の二、九一七七の一、九一七七の二	金満沢
北杜市白州町白須字大平九一七四の一、九一七四の二	中山嘉幸
北杜市白州町白須字大平九一七五の一、九一七五の二	野村陽子
北杜市白州町白須字大平九一七八の一、九一七八の二	金満沢、小林徳二郎、清水正
北杜市白州町白須字大平九一八一	清水浅吉
北杜市白州町白須字大平九一八二	伊藤小太郎
北杜市白州町白須字大平九一八四	清水志つよ
北杜市白州町白須字大平九一九一	小林喜治

北杜市白州町白須字大平九一九四の一	小沢俊昭
北杜市白州町白須字大平九一九四の二	小沢俊昭、吉川長一
北杜市白州町白須字大平九二〇八の一、九二〇八の二	大村頼章
北杜市白州町白須字大平九二二〇	中村省治郎
北杜市白州町白須字大平九二二一の一、九二二一の二	伊藤千秋
北杜市白州町白須字大平九二二五の二	原知仁、向井良吉
北杜市白州町白須字大平九六一八	富永雄三
北杜市白州町白須字大平九六一九	城信博
北杜市白州町白須字大平九六二二	大石玉三郎
北杜市白州町白須字大平九六二六	マリーナ商事株式会社
北杜市白州町白須字大平九六二八	小尾白正
北杜市白州町上教来石字除山二〇〇七の二から二〇〇七の三まで	加藤實
北杜市白州町上教来石字除山二〇一〇の一	正田八重子
北杜市白州町上教来石字除山二〇一〇の二	佐野貞夫
北杜市白州町上教来石字除山二〇一一の一、二〇一一の二	高橋博
北杜市白州町上教来石字除山二〇一四、二〇一七	加藤朝一
北杜市白州町上教来石字除山二〇一六	唯井清

北杜市白州町下教来石字本沢二〇八四の二、二〇八五の二、二〇八六の一、二〇八六の三、二〇八六の六	有限会社吾妻商会
北杜市白州町鳥原字大平三七八三	小林康子
北杜市白州町鳥原字大平三七八四	橋本健子
北杜市白州町鳥原字大平三七八七	若林勇藏、若林清美
北杜市白州町鳥原字大平三八二二	名取賢
北杜市白州町鳥原字大平三八三七、字小滝三八六〇	森川善一
北杜市白州町鳥原字大平三八三八の一、三八三八の二	海野作藏
北杜市白州町鳥原字大平三八四七の一	小林賢英
北杜市白州町鳥原字小滝三九一四	渡邊正直
北杜市白州町鳥原字城ノ沢四〇六〇	伏見伊知郎、伏見洋子、伏見勝
北杜市白州町鳥原字城ノ沢四〇九四の二から四〇九四の三まで、四〇九五の二から四〇九五の四まで、四〇九六の一、四〇九六の二、四〇九七、四〇九九から四一〇四まで	石尊神社
北杜市白州町鳥原字城ノ沢四〇九八	飯野茂、海野庫太郎、海野宮太郎、岡田亀之助、小林栄宣、小林倉吉、小林重永、小林綱賀、小林之助、小林彦太郎、小林政長、小林増治、中山尉二郎、中山熊吉、中山多両、中山傳重、中山寿遵、中山寿治、中山政重、中山本布、中

北杜市白州町鳥原字城ノ沢四二二〇の二	熊井戸清美	山勇次郎、中山幸廣、名取軍作、名取重信、名取豊村、名取信重、名取兵蔵、伏見幸平、伏見重吾、伏見秀吉、伏見好春、藤森和儀、藤森長利、山本富、渡辺篤福、渡辺宇一郎、渡辺義一郎、渡辺国五郎、渡辺幸平、渡辺重秋、渡辺十一郎、渡辺修策、渡辺徳志、渡辺秀義
北杜市白州町鳥原字城ノ沢四二二二	佐藤進	
北杜市白州町鳥原字発久四一四五、四一四六	名取保吉	
北杜市白州町鳥原字発久四一四七、四一五四、四一六一、四一六二	名取高光	
北杜市白州町鳥原字発久四一四九	岡田信之助	
北杜市白州町鳥原字発久四一七四、四一七五の一、四一七五の二	渡辺孝一	
北杜市白州町鳥原字発久四一七五の三	渡辺公明	
北杜市白州町白須字大平九一六七の一、九一六七の二、九六一五から九六一七まで、九六二〇、九六二一、九六二五、九六三〇から九六三二まで	豊亜興商株式会社	
北杜市白州町鳥原字城ノ沢四二二二	株式会社タカシ	

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十七年五月二十日農林水産省告示第千二百九十一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を丹波山村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十七年六月二十五日
山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北都留郡丹波山村字宮の後二二三六	船木浜吉
北都留郡丹波山村字宮の後二一三三八	青柳庄作
北都留郡丹波山村字倉沢二八五八（次の図に示す部分に限る。）	広瀬義平
北都留郡丹波山村字倉沢二八六〇（次の図に示す部分に限る。）	富田嘉一郎
北都留郡丹波山村字刀さす道下三四二二六の二	船木孝男

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び丹波山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年五月二十日農林水産省告示第千二百九十二号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年六月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市白州町鳥原字小滝三九三二	小林虎郎、山中本布、名取狐狸馬、名取豊村、名取半藏、名取保親、伏見豊、名取祖重
北杜市白州町鳥原字神鳴山三七〇五	望月京子
北杜市白州町鳥原字神鳴山三七〇八	知久弘毅
北杜市白州町鳥原字神鳴山三七二四の一、三七二四の二	伏見武芳
北杜市白州町鳥原字神鳴山三七三四	小林賢英

北杜市白州町鳥原字神鳴山三七六五、三七六六

名取誠一

北杜市武川町黒澤字木綿沢一八一三の二

須山賢三

北杜市武川町三吹字大軽井沢四〇六九

小野泰明

北杜市武川町柳澤字デン田三七〇一、三七〇二の一、三七〇五、字大平三九七二の六四、三九七二の八七

鈴木まさみ

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
北杜市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年五月二十一日農林水産省告示第千三百五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年六月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市桐原字桶ヶ淵五二三〇	長田太治郎
上野原市桐原字桶ヶ淵五二三三	加藤嘉平、大窪源藏、加藤太平、岡部久一、岡部宇太藏、加藤平四郎、田村九兵衛、加藤ついで、加藤彦兵衛、加藤喜重郎、岡部時三郎、岡部勘甫、加藤市郎左エ門、長田源兵衛、酒井鉄五郎、高橋治三郎、鷹取庄右エ門、高橋甲藏、高橋太郎右エ門、鷹取善八、鷹取與三郎、加藤八郎右エ門、田村吉太郎、加藤傳九郎、鷹取嘉重郎、和田儀右エ門、鷹取丈右エ門
上野原市桐原字井ノ入四一三五の二、四一三五の三	吉村タケ、和田宗治、清水芳郎、長田秋雄、長田九造

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十七年五月二十一日農林水産省告示第千三百六号